憲法擁護市民のつどい

戦争法・共謀罪反対

5月3日、水戸市において憲法施行70周年「憲法擁護市民の集い」を開催した。集会には１４０人が参加し、国労から16名が参加した。

平和擁護県民会議、千歳副代表の司会で開会し、鈴木代表から戦争法廃止、東海第二原発の再稼働を認めない運動を強化して行こうと挨拶した。

来賓では石松俊雄さんから「国から地方における交付税」が暗黙の使用条件が付けれる内容が話された。

戦争をさせない１０００人委員会、内田雅敏弁護士から「憲法破壊の安倍政権との闘いは死者達、未来の人々、アジアの民衆との共闘」と題して記念講演された。

「東海第二原発の再稼働をとめよう」として東海第二原発運転差止訴訟団の大石共同代表から特別報告を頂いた。

閉会後、水戸駅前までデモ行進を行った

国労水戸

国労水戸地方本部
水戸市中央1-１-11
ＥＮＹビル２Ｆ
029-221-4008
発行責任者　塚原良雄
編集責任者　坂下　司

つなげよう
技術（わざ）と
魂（こころ）と
運動を

休日と**休暇**の違いは

休日　労働者が労働義務を負わない日。
休暇　もともと労働義務があるが労働者が申請することによって義務が免除される日。
有給休暇　育児休暇などは労働義務がある日に休みます。
休日に有給休暇は申請しませんよね。

休日には**法定休日**と**法定外休日**があります。では違いは？

労基法第35条では「1週40時間以内」かつ「1日8時間以内」とし「休日を1日以上与える」となっています。これを**法定休日**と言う。
JRでは就業規則に定めることで、4週の間に4日以上の休日を与えても構わないという特例措置があります。ＪＲでは**公休日**と言う。。
法定以外に定めている休日を**法定外休日**と呼びます。ＪＲでは**特別休日**と言う。。